

事業主の皆様へのお願い

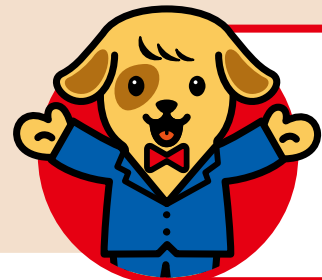


資格取得届・被扶養者異動届を提出する際はマイナンバーを記載して、
就職後5日以内に日本年金機構にご提出ください。

通常、日本年金機構が資格取得届等を受理してから2～5営業日程度でマイナ保険証が使えるようになりますが、
マイナンバーの記載がない場合、マイナ保険証が使用できるようになるまでに時間を要する場合があります。
なお、その場合は「データ登録未完了のお知らせ」をお送りしてマイナ保険証が使えるようになるまでに時間を要する
ことをお知らせします。

マイナンバーを記載してください

マイナ保険証をお持ちでない方で
資格確認書の発行を希望される方は
こちらにチェックをお願いします。



従業員の皆様に対し、医療機関や薬局での受診の際には、
ぜひマイナ保険証で受診するよう、積極的に呼びかけてください。

※健康経営優良法人認定制度の調査項目に、事業主のマイナ保険証の利用促進の取り組み
状況が追加される予定です。

マイナ保険証についての特設サイトはこちら



お問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル(デジタル庁開設)

☎ **0120-95-0178**

平日9:30～20:00 土日・祝日9:30～17:30
※年末年始を除く

*マイナンバーカード及び電子証明書を搭載した
スマートフォンの紛失・盗難に関することは24時間受付

受付内容

- マイナンバーカード、通知カードに関すること
- マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォン
の紛失・盗難に関すること
- マイナンバー制度、マイナポータルに関すること

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

TEL **0570-015-369**

8:30～17:15(土日・祝日・年末年始を除く)

受付内容

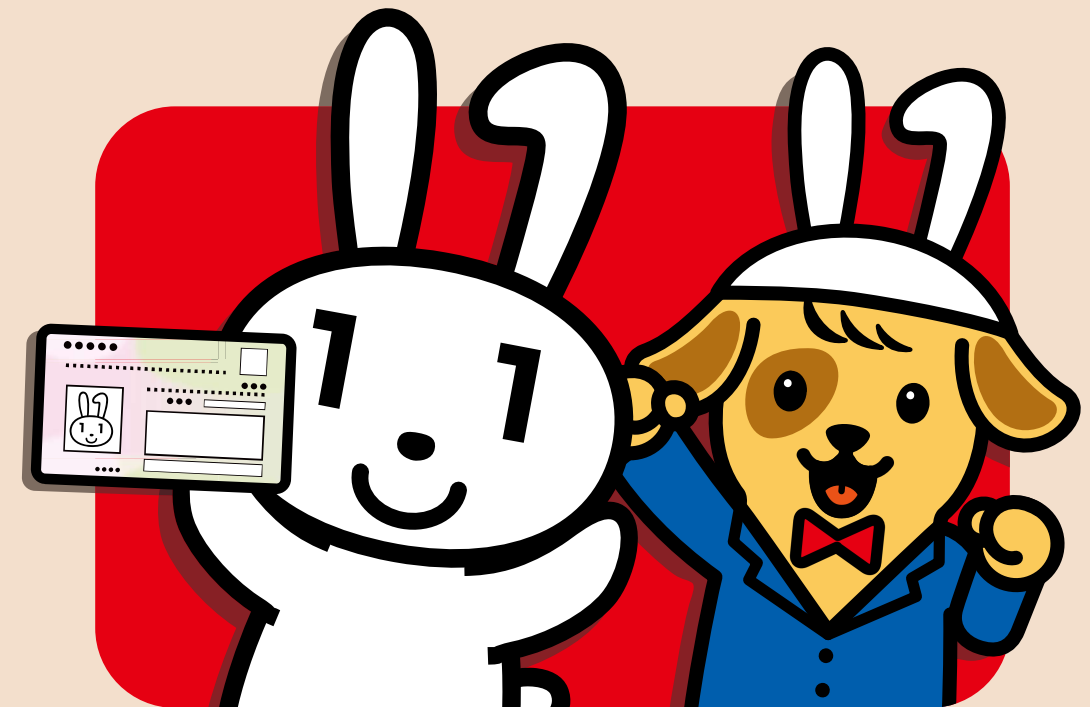
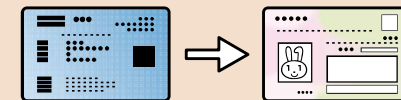
- マイナ保険証、オンライン資格確認、資格情報のお知らせ、
資格確認書に関すること

事業主のみなさまへ

全国健康保険協会
協会けんぽ

これからは 保険証のルールが変わります。

保険証は、マイナ保険証へ。



2024年12月2日に保険証は廃止となり
「**マイナ保険証**」の活用を基本とする制度に変わります。

※発行済みの保険証は最大一年間使用可能です。

マイナ保険証とは？



マイナンバーカードを**保険証**として
登録・ご利用いただくことで、
従来の保険証よりも**便利**で、
よりよい医療を受けられるようになります。

